

## 議第52号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和34年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2章の章名中「国民健康保険運営協議会」を「呉市国民健康保険運営協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「呉市国民健康保険運営協議会」に改める。

第3条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養護施設及びこれに準ずる施設に入所した者のうち、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第7条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第7条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還

に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第11条第1項第1号中「100分の52」を「100分の50」に改め，同項第2号中「100分の30」を「100分の31」に，「一般被保険者の月平均見込数」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数」に改め，同項第3号中「100分の18」を「100分の19」に，「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め，「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え，同条第2項中「小数点以下第3位未満」を「小数点以下第4位未満」に改める。

第11条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第11条の6の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第11条の6の5第1項第1号中「100分の52」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の31」に、「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号中「100分の18」を「100分の19」に、「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第2項中「小数点以下第3位未満」を「小数点以下第4位未満」に改める。

第11条の7各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第11条の10第1項第1号中「100分の52」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の31」に、「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号中「100分の18」を「100分の19」に、「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第2項中「小数点以下第3位未満」を「小数点以下第4位未満」に改める。

第11条の12の見出し中「基礎控除後の総所得金額等、」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第15条の3第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第15条の3の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければならない」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の呉市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、関係規定の整備をするため、この条例案を提出する。